

市第 111 号議案

横浜市地域ケアプラザ条例等の一部改正

横浜市地域ケアプラザ条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年 2 月15日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市地域ケアプラザ条例等の一部を改正する条例

（横浜市地域ケアプラザ条例の一部改正）

第 1 条 横浜市地域ケアプラザ条例（平成 3 年 9 月横浜市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 5 号中「同条第16項」を「同条第17項」に改め、同項第 6 号中「第 8 条第21項」を「第 8 条第23項」に改め、同項第 8 号中「第 115 条の45第 1 項」を「第 115 条の46第 1 項」に改め、同条第 6 項中「第 115 条の45」を「第 115 条の46」に改める。

（横浜市老人福祉施設条例の一部改正）

第 2 条 横浜市老人福祉施設条例（昭和38年12月横浜市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 1 号中「同条第16項」を「同条第17項」に改め、同項第 3 号中「第 8 条第24項」を「第 8 条第26項」に改め、同項第 4 号中「第 8 条第21項」を「第 8 条第23項」に改める。

（横浜市病院事業の設置等に関する条例の一部改正）

第 3 条 横浜市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年12月横浜市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項中「第 8 条第 25 項」を「第 8 条第 27 項」に改め、  
同条第 6 項第 1 号中「同条第 25 項」を「同条第 27 項」に改める。

( 横浜市病院事業の経営する病院条例の一部改正 )

第 4 条 横浜市病院事業の経営する病院条例 ( 平成 12 年 3 月横浜市  
条例第 29 号 ) の一部を次のように改正する。

第 11 条第 3 項第 2 号中「同条第 25 項」を「同条第 27 項」に改め  
る。

#### 附 則

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

#### 提 案 理 由

介護保険法の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜  
市地域ケアプラザ条例等の一部を改正する必要があるので提案する  
。

## 参 考

横浜市地域ケアプラザ条例（抜粋）

（上段 改正案）  
（下段 現行）

（事業等）

第 2 条 プラザは、次の事業を行う。

（第 1 号から第 4 号まで省略）

- (5) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 10 条の 4 第 1 項第 2 号の措置に係る者、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 7 項に規定する通所介護（以下「通所介護」という。）、同条第 17 項に規定する認知症対応型通所介護（以下「認知症対応型通所介護」という。）、同法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防通所介護（以下「介護予防通所介護」という。）又は同条第 15 項に規定する介護予防認知症対応型通所介護（以下「介護予防認知症対応型通所介護」という。）を受ける者その他市長が必要と認める者（その者を現に養護する者を含む。）への通所による便宜の供与
- (6) 介護保険法 第 8 条第 23 項に規定する居宅介護支援（以下「居宅介護支援」という。）

（第 7 号省略）

- (8) 介護保険法 第 115 条の 46 第 1 項に規定する包括的支援事業その他同項に基づき厚生労働省令で定める事業

（第 9 号及び第 2 項から第 5 項まで省略）

- 6 第 1 項第 8 号に掲げる事業を行うため、プラザに介護保険法 第 115 条の 46に規定する地域包括支援センターを置く。

横浜市老人福祉施設条例（抜粋）

（上段 改正案）  
（下段 現行）

（事業）

第 3 条 （第 1 項省略）

2 特別養護老人ホームは、次の事業を行う。ただし、第 1 号及び第 4 号の事業は、横浜市新橋ホームにおいてのみ行う。

(1) 法第 10 条の 4 第 1 項第 2 号の措置に係る者、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 7 項に規定する通所介護（以下「通所介護」という。）、同条第 17 項  
同条第 16 項に規定する認知症対応型通所介護（以下「認知症対応型通所介護」という。）、同法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防通所介護（以下「介護予防通所介護」という。）又は同条第 15 項に規定する介護予防認知症対応型通所介護（以下「介護予防認知症対応型通所介護」という。）を受ける者その他市長が必要と認める者（その者を現に養護する者を含む。）への通所による便宜の供与

（第 2 号省略）

(3) 法第 11 条第 1 項第 2 号の措置に係る者又は介護保険法 第 8 条  
第 8 条  
第 26 項  
第 24 項に規定する介護福祉施設サービス（以下「介護福祉施設サービス」という。）を受ける者への入所による養護

(4) 介護保険法 第 8 条第 23 項  
第 8 条第 21 項に規定する居宅介護支援（以下「居宅介護支援」という。）

（第 3 項省略）

横浜市病院事業の設置等に関する条例（抜粋）

（上段 改正案）  
（下段 現行）

( 経営の基本 )

第 4 条 ( 第 1 項及び第 2 項省略 )

- 3 横浜市立市民病院にがん検診センターを、横浜市立脳血管医療センターに介護保険法 ( 平成 9 年法律第 123 号 ) 第 8 条第 27 項  
第 8 条第 25 項に規定する介護老人保健施設を附置する。

( 第 4 項及び第 5 項省略 )

- 6 第 3 項の規定に基づき横浜市立脳血管医療センターに附置される介護老人保健施設の定員の計画は、次のとおりとする。

- (1) 介護保険法第 8 条第 10 項に規定する短期入所療養介護及び同  
条第 27 項  
条第 25 項に規定する介護保健施設サービス並びに同法第 8 条の  
2 第 10 項に規定する介護予防短期入所療養介護を受けることが  
できる者 80 人

( 第 2 号省略 )

横浜市病院事業の経営する病院条例 ( 抜粋 )

( 上段 改正案  
下段 現行 )

( 利用料金 )

第 11 条 ( 第 1 項及び第 2 項省略 )

- 3 前 2 項に定めるもののほか、老健施設を利用する者は、次に掲げる額の利用料金を納付しなければならない。

( 第 1 号省略 )

- (2) 介護保険法第 8 条第 10 項に規定する短期入所療養介護若しくは同  
条第 27 項  
同条第 25 項に規定する介護保健施設サービス又は同法第 8 条の 2 第 10 項に規定する介護予防短期入所療養介護 ( 以下「短期入所療養介護等」という。 ) を受ける場合は、同法の規定によ

り定められた短期入所療養介護等に係る費用の額並びに同法の規定により厚生労働大臣が定める食費及び居住費又は滞在費の基準費用額の範囲内で指定管理者が病院事業管理者の承認を得て定める額